

令和7年7月23日に発生した水道管の事故に伴う濁り水に起因する損害補償対象機器等一覧

○補償金額は、申請内容、提出書類等を保険会社が査定し、算定します。  
また、査定過程において書類等の追加提出をお願いする場合があります。

区 分	損害補償対象機器・項目等		提出書類等
機器類	<ul style="list-style-type: none"> <li>○給湯器</li> <li>○電気温水器</li> <li>○食洗器</li> <li>○浄水器</li> <li>○洗濯機</li> <li>○ウォシュレット</li> <li>○その他</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○故障修理費用</li> <li>○故障による部品交換費用 ・カートリッジ、 フィルター等の取替</li> <li>○全損(部品なし等含む。) ※損害を受けた機器の 残存価格等が対象と なります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○損害補償に関する申請書 添付書類等</li> <li>①修理見積書、貯水槽等の清掃見積書 ・修理見積書や請求書等、修理代金・修理 内容・数量・単価等が確認できるもの</li> <li>②写真 ・損害が生じた物の全体像及び損害箇所・ 損害の程度のわかる写真</li> <li>・全損(部品なし等含む。)の場合は、 製造年月日・型式等がわかる写真及び 修理できない旨の証明書</li> </ul>
貯水槽等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○貯水槽</li> <li>○受水槽</li> <li>○高架水槽</li> <li>○その他</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○故障修理(清掃)費用</li> </ul>	
衣類等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○汚れた服等のクリーニング代</li> <li>○汚れが取れない場合の補償 ※損害を受けた服等の残存価格等が対象とな ります。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○損害補償に関する申請書 添付書類等</li> <li>①クリーニング代の請求書、領収書、 レシート等</li> <li>②写真(汚損した服等の写真)</li> <li>※汚れが取れない場合の補償については、 汚損した服等の写真に加えて、購入時の レシートが必要です。レシートがない場 合、購入時期、値段、ブランドのタグの 写真などの情報が必要です。</li> </ul>
営業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○濁り水による店舗等の休業補償</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○損害補償に関する申請書、休業状況申告書 添付書類等</li> <li>①決算関係書類 ・法人の場合は、休業発生直前の会計年度 の決算報告資料等</li> <li>・個人事業主の場合は、休業発生直前の会 計年度の確定申告書類等</li> <li>②売上日報等の売上げ減少が把握できる 書類</li> <li>・対象期間は、休業月+直前3か月、前年 休業月(令和7年7月+令和7年4月、 5月、6月、令和6年7月)</li> </ul>